

不動産(強制)競売事件添付書類等一覧表

令和元年10月1日改訂

岡山地方裁判所第3民事部執行係(本庁)
〒700-0807 岡山市北区南方一丁目8番42号
TEL086-222-6864

1. 費用(※下記1～3の費用全てが予納されなければ、原則として、競売開始決定は発令できません。)

1 民事執行予納金	原則として目的物件10筆まで70万円(右表参照) ただし、目的物件によっては、これ以上の予納が必要な場合もあります。 保管金提出書の郵送を希望される場合は、返信用封筒(84円貼付)を添付してください。
2 申立手数料 (収入印紙)	【強制競売】請求権1個につき4,000円 ※請求権の数は債権者・債務者間の法律関係による。 (4,000円×債務名義数×債務者数) 【競売(担保権実行)】担保権1個につき4,000円(共同担保は1個と数える。)
3 登録免許税 (差押登記用)	下記金額の1000分の4(100円未満切り捨て)に相当する額の収入印紙または領収証書 (税務署・日本銀行取扱銀行・郵便局での現金納付の場合) 【強制競売】請求債権目録記載の確定金額の合計(1,000円未満切り捨て) 【競売(担保権実行)】同上。ただし、根拠当権実行の場合は極度額を上限にして計算。

民事執行予納金早見表	
不動産の筆数	金額
1～10筆	70万円
11～15筆	90万円
16～20筆	110万円
※左記(注)参照	

※(注)

- ・民事執行予納金早見表は、戸建住宅等を想定したものであり、原則として売却単位ごとの金額になります。(1つの申立てにおいて複数売却単位がある場合には、当該売却単位の筆数に相当するそれぞれの予納金額を合算した金額が必要です。)
- ・特殊物件の場合は、民事執行予納金早見表にあてはまらない場合があります。
- ・20筆を超える申立てについては、競売申立て前に別途ご相談ください。

付随事件手数料早見表 (収入印紙)	
代理人許可申請	500円
特別代理人選任	500円
配当要求	500円

2. 提出書類(手続の進行に資する書類も含む) ※提出部数欄の括弧書きは物件が農地の場合の部数

提出書類	提出部数		提出に関する注意事項等
	原本	写し	
1 申立書 (A4判左綴じ横書き)	1		※岡山地方裁判所のホームページ内に掲載される書式・記載例を参考に作成してください。
2 担保権・被担保債権・ 請求債権目録		1	※当事者目録には当事者の郵便番号、債権者のTEL、FAX、送達場所を必ず明記してください。
3 債務名義 送達証明書	1	1	強制競売の場合のみ必要(担保権実行の場合は不要)です。
4 目的物件の登記事項証明書 (発行後1か月以内のもの)	1	2	※登記事項証明書は全部事項の証明書が必要です。「(〇区〇番事項証明書)」は不可。 ※共同担保目録も記載されている証明書を取得してください。 ※目的物件が土地のみまたは建物のみ(マンションを含む。)の場合、それぞれ、その地上建物または敷地の登記事項証明書等も必要です。
5 目的物件の 固定資産公課証明書	1	2	※非課税の物件の場合は、非課税である旨の証明書を提出してください。 ※市町村によって証明する範囲や証明書の名称が若干異なる場合がありますが、①固定資産の評価額②税額(税相当額)について証明しているものが必要になります。不明な場合は各市町村にお問い合わせください。 なお、新見市、高梁市、小田郡矢掛町、備前市の物件において、上記①の固定資産評価額が記載されていない証明書が発行される場合がありますので、その際は各役所に対し、予め評価額の併記されているものを申請してください。
6 資格証明書・住民票(個人番号(マイナンバー)・住民票コードの記載がないもの) (発行後3か月以内のもの)	1	1	※個人・法人を問わず債務者及び所有者全ての資格証明書・住民票(個人番号(マイナンバー)・住民票コードの記載がないもの)及びそれら写しを各1部提出してください。なお、申立債権者分の写しの提出は不要です。 ※旧商号・旧所在地または旧氏名・旧住所等が申立上現れるものは、現在までの変動の状況がわかるよう閉鎖されたものも含めて提出してください。
7 不動産登記法14条地図 または公図	1	2 (3)	※7の図面については、物件に農地が含まれている場合は4部(原本1写し3)提出してください。 ※7、8の図面については、「オンライン登記情報提供制度」で取り寄せたものでも差し支えありません。 ※7、8の図面については、写しでも差し支えありません。
8 建物図面、各階平面図	1	2	※各図面は縮小しないでください。
9 現地案内図		2 (3)	※物件に農地が含まれている場合は3部提出してください。 ※地図内において現地がわかるように色付け等で示しておいてください。
10 競売事件の進行に関する 報告書		3	参考書式は次頁のとおり。(必ず担当者、連絡先を明記してください。)
11 仮差押に関する書類		1	仮差押の本執行移行の場合には、その旨を記載した書面(申立書冒頭への記載でも可)及び仮差押決定正本の写し
12 抵当証券	1	1	抵当証券に基づく競売の場合
13 代理人により申立をする場合の 必要書類	1		代理人許可申請書(手数料:収入印紙500円) 委任状、代理人と本人との関係を証する書面(社員証明書等)
14 競売手続続行申請書	1		目的物件に税務署、県税事務所(地域事務所税務局)、市町村等の「差押」登記がある場合(手数料は不要です。)
15 特別売却についての意見書	1		期間入札等を実施しても適法な買い受けの申出がなかったときは特別売却を実施しても異議がない場合、あらかじめ提出してください。上記1の申立書本文内にその旨を記載していただいても差し支えありません。

☆隣接している物件ごと・一体利用されている物件ごと(売却単位ごと)に申立てをしてくださるようお願いいたします。(物件が離れている場合は、事前にご相談ください。)これは、現況調査や評価の時間を短縮して早期の売却・配当の実現を図り、また、買受希望者に物件情報を明確に提供するためです。

なお、同一債権による申立ての場合、2件目以降の申立ての際の登録免許税は減額されます。

※不動産競売事件の円滑かつ迅速な進行をはかるため、下記事項にご記入の上、申立書と一緒に、本書面をご提出ください(参考資料等があれば必要に応じて添付してください。)

不動産競売事件の進行に関する報告書

担当者のお名前 (債務者: _____)
(債権者: _____)

1 債務者、所有者について

- (1) 住民票住所地での居住実態(法人の場合、本店所在地での営業実態)
・債務者につき、あり なし 不明
・所有者につき、あり なし 不明
- (2) 電話(携帯)番号
・債務者Tel _____
・所有者Tel _____

2 物件及び占有者について

- (1) 現地調査の有無 あり(令和 年 月 日実施) なし
- (2) 物件の利用状況 個人住居(戸建てワンルーム) 共同住宅(戸数 _____)
事務所 店舗 工場 ビル1棟(_____ 階建)
建物敷地 空地 駐車場 その他(_____)
- (3) 占有者の有無
・抵当権設定時に、あり なし 不明
・申立ての際に、あり なし 不明
- (4) 抵当権設定時の占有者 所有者 所有者の家族(間柄 _____)
第三者(氏名 _____ Tel _____)
- (5) 申立ての際の占有者 所有者 所有者の家族(間柄 _____)
第三者(氏名 _____ Tel _____)
- (6) その他占有者に関する参考事項(いわゆる占有屋の有無等)
- (7) 件外建物の有無 あり なし 不明
- (8) 地代滞納の有無 あり なし 不明
- (9) 土壌汚染の有無 あり なし 不明

3 その他

- (1) 買受希望者の有無 あり なし 不明
- (2) 自己競落の予定 あり なし 不明
- (3) その他の連絡事項